

Ⅱ 仙台市の就学支援の在り方

1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応

(1) 仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫

特別支援教育を必要とする児童生徒の数は、少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、全国的に増加傾向にある。

本市においても、障害のある児童生徒の学びの場を検討する仙台市就学支援委員会における審議件数は、増加の一途をたどっており、今後もさらに増加していくことが予想されることから、審議の在り方について見直しを図る必要がある。

一方で、障害が重度・重複化、多様化している現状から、審議に時間を要するケースも増えており、個別のケースに応じた審議が行える環境を今後も整備していくことが求められる。

- 市就学支援委員会の審議方法や審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る必要がある。例えば、審議の参考資料として事前に事務局が対象児の実態をチェックリストにより整理した資料を作成したり、対象児の実態に応じた学びの場について事務局案を作成したりすることなどが考えられる。また、審議をスムーズに進めるために進行表を作成し、一定の手順に沿って審議を行えるようにすることも考えられる。

1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加への対応

(1) 仙台市就学支援委員会における効率化・迅速化を図る工夫

- 限られた時間で、多様なケースの審議を可能とするために、個別のケースの状況に応じた審議方法等を検討する必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合は、審議を効率化するなどの工夫を行うことが考えられる。

(2) 通級指導教室の就学支援等についての工夫

発達障害があり、特別な教育的ニーズが必要な児童生徒数の増加に伴い、通級指導教室を検討する児童生徒数も増加している。このため、通級指導教室に係る就学支援等に関しても、審議に係る手続きの工夫をしながら、通級による指導を必要としている児童生徒が適切に指導を受けられるよう進めていく必要がある。

- 市就学支援委員会の審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図る必要がある。例えば、対象児の実態に応じた学びの場について、事務局案を作成することなどが考えられる。
- 児童生徒や保護者の通級に係る負担軽減を図るなど、多様なニーズに応えられるような仕組みを検討していくことが望ましい。例えば、これまで実施している拠点校方式のみではなく巡回指導方式を取り入れることが考えられる。

(2) 通級指導教室の就学支援等についての工夫

- 児童生徒や保護者の通級に係る負担軽減を図るなど、多様なニーズに応えられるような仕組みを検討していくことが望ましい。例えば、これまで実施している拠点校方式の他に、令和3年度からモデル校において実施している巡回方式による指導なども参考にしながら、通級指導教室の整備をしていくことが望まれる。

(3) 新就学児相談会に係る工夫

新就学児の相談においては、保護者が教育の場に関して正しく理解するための情報を提供することが重要である。また、対象となる子供の教育的ニーズを共有し、学びの場の決定に至るプロセスの中で、保護者の意向を可能な限り尊重しつつ合意形成を図りながら、教育相談のさらなる充実を図っていくことが望ましい。

本市においては、就学に際して特別な学びの場を希望するまたは検討している幼児が増加していることから、新就学児相談会に参加する幼児の数も増えており、個別のケースに応じた教育相談の在り方を検討していく必要がある。

- 限られた条件の中で、事務局と保護者が相互に必要な情報を共有し、その後の就学に向けた手続きや相談を円滑に進めていけるように、相談会の持ち方（日時、会場、対象者、相談員、相談方法、相談時間等）を検討していくことが望ましい。

2 早期からの一貫した支援の推進

障害のある子供について、障害を早期に把握し発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも大きな意義がある。

本市では、就学前年度に新就学児相談会に参加した保護者への就学支援ガイダンスを行っているが、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、保護者への適切な情報提供を行う機会

(3) 新就学児相談会に係る工夫

- ~~限られた条件の中で~~、事務局と保護者が相互に必要な情報を共有し、その後の就学に向けた手続きや相談を円滑に進めていけるように、相談会の持ち方（日時、会場、対象者、相談員、相談方法、相談時間等）を検討していくことが望ましい。

を設定することが望ましい。

- 障害のある子供にとって、義務教育の入り口となる小学校等の入学時から、一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの場を検討していくことが重要となる。このため、就学前の早い時期から、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関する手続きの流れ等について、適切な情報提供を行い、就学先決定に際して円滑なプロセスをたどることができるようにすることが求められる。例えば、5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催することが考えられる。
- 就学前に在籍する保育所等の職員は、子供の育ちや発達について保護者と日常的に情報交換を行い、養育に係る相談・支援の役割を担っている。このことから、保育所等の職員に対しても、義務教育段階においては、障害等の状態を踏まえた多様な学びの場が用意されていることや、学びの場を決定するまでの手続きの流れがあることなどについて、正確な情報を提供する必要がある。例えば、保育所等の職員に対する説明や関係資料の提供等が考えられる。
- 保護者への情報提供に当たっては、必要な情報に手軽にアクセスできる環境を整えるなど、様々なニーズに対応可能な方法を用意しておくことが望ましい。例えば、集合形式による説明会の設定や資料提供、インターネットの活用等が考えられる。

3 関係機関との連携の充実

3 関係機関との連携の充実

障害のある子供に対して必要な支援を行うためには、教育部局と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要である。この際、教育と福祉との効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を築くことが求められている。

本市では、これまでも教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが、「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等を定期的に開催することにより、密接に連携してきた。このことを土台とし、就学支援に係る相談や資料提供、また情報交換や研修等について、今後さらなる改善・充実を図ることが期待される。

また、一貫した教育支援を効果的に行うために、教育支援の主体が変わる移行期における学校種を超えた引継ぎは、特に重要になる。これら移行期における情報提供や情報共有がより適切に行われることを目指し、さらなる充実を図ることが望ましい。

- 発達相談支援センターと特別支援教育課においては、これまでも部局を超えた連携が図られてきた。今後も、定期的に行われる「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等の諸会議や日常的に行う情報交換の充実を図るとともに、顔の見える関係づくりをさらに行っていくことが求められる。
- 乳幼児の母子保健を担当する仙台市子供未来局子供保健福祉課との連携においては、支援を必要とする子供に対する就学に向けての情報提供や、子供についての情報共有また引き継ぎの在

- 乳幼児の母子保健を担当する仙台市子供未来局子供保健福祉課との連携においては、支援を必要とする子供に対する就学に向けての情報提供や、子供についての情報共有また引き継ぎの在

り方を検討していくことが、今後期待される。例えば、令和3年度から5歳児とその保護者を対象とした「5歳児のびのび発達相談」との連携が考えられる。

- 保育所等との連携においては、これまでも仙台市教育委員会主催の会議（特別支援教育コーディネーター連絡協議会）について、幼稚園・保育所・認定こども園等にも参加を呼びかけるなど、学校との連携を図ってきた。今後もこれらの取組を推進し、支援を必要とする子供についての情報提供や情報共有を図ることを通じて、一貫した教育支援を進めていくことが求められる。例えば、中学校区を中心に学校が主体となって開催している会議（特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会）等を活用することが考えられる。

4 多様で柔軟な仕組みの整備

学校教育においては、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取り組みを含め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進していくことが求められている。そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要であり、子供一人一人の教育的ニーズについて、特別な指導内

<第5回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて>
り方を検討していくことが、今後期待される。例えば、令和3年度から5歳児とその保護者を対象として子供未来局が実施している「5歳児のびのび発達相談」との連携が考えられる。

4 多様で柔軟な仕組みの整備

学校教育においては、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進していくことが求められている。・・・

容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容を整理していく必要がある。

その際、「基礎的環境整備」や「合理的配慮」について、その提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会等の意見を参考にしながら、個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させることが望ましい。

- 就学後の学びの場について、就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、保護者及び学校関係者に周知するための取組を推進していくことが求められる。
- 「合理的配慮」としての医療的ケア対象児に対する看護師配置や肢体不自由児に対する介助員配置等について、市就学支援委員会での審議に基づき適切な配置を行うなど、個々のニーズに応じた支援の提供を図ることが必要である。なお、令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に、助言等を行うことが求められる。
- 小中学校の学校内における学びの場の柔軟な活用及び特別支援学級と通常の学級との日常的な交流及び共同学習、また特別支援学校と小中学校との計画的な居住地校交流のさらなる充実を図ることが必要である。このような取組は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、ともに関わり合う経験を通して互いに尊重し合うことの大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会

- 小中学校の学校内における学びの場の柔軟な活用及び特別支援学級と通常の学級との日常的な交流及び共同学習、また特別支援学校と小中学校との計画的な居住地校交流のさらなる充実を図ることが必要である。このような取組は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、ともに関わり合う経験を通して互いに尊重し合うことの大切さを学ぶ機会となるなど、共生社会

の実現のために大きな意義を持っている。このため、今後も通知や教育委員会作成資料等を通じて、学校に対し周知を図っていくことが望ましい。

5 校内就学支援体制の充実

令和2年度、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は約95%となっており、新就学児の約80%と比較して高い割合となっている。このような状況から、各校における就学支援体制については、概ね整備されてきていると評価できるところではあるが、各校における就学支援体制や適切な就学支援については、今後もさらなる充実を図っていくことが期待される。

校内での取組を推進する上で大切にしたい視点は、教育的ニーズは成長に伴い変化していくものであるということである。このことから、個別の教育支援計画の作成・活用による一人一人の障害の状態等に応じた適切な支援を行うとともに、必要な支援内容の定期的な見直しを行うことを通じて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう取組を進めることが必要である。

また、連続性のある多様な学びの場を充実・整備させていくことや、学びの場は固定したものではなく、児童生徒の教育的ニーズを踏まえて常に変化するものであることについて、学校と保護者が共通の認識を持つ必要がある。

なお、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、特別な学びの場の検討を必要とする児童生徒も増加している現状から、学校における就学支援を進める上での業務量も増加している。このことを踏まえ、学校の負担軽減を図る方法についても、今後検討していくことが求められている。

<第5回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて>

の実現のために大きな意義を持っている。このため、各学校においては、交流及び共同学習の取組を更に充実させていくことが望まれる。

5 校内就学支援体制の充実

- 個別の教育支援計画の作成・活用について、対象となる児童生徒の教育的ニーズを整理した上で、現在の教育的ニーズの変化を的確に把握し、学習状況や結果について評価・検証していくことが必要である。
- 学びの場の変更や検討をする場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたりすることが重要である。このため、就学時のみならず、就学後も引き続き保護者ときめ細かな教育相談・就学相談を行うことや、連続性のある多様な学びの場を充実させる取組の必要性、柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、校内で共通理解を図ることが求められる。例えば、関係会議で使用する手引き等を市教委が作成し、各学校の就学支援担当者に対する説明や研修を行うことや、校内において数学支援に関する研修や情報共有を行うことなどが考えられる。
- 特別な学びの場の検討を必要としている児童が増加している現状から、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担軽減を行うことができるよう、今後検討を進めていく必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合は、学校が作成する資料を簡略化することなどが考えられる。[1の(1)と関連]

- 学びの場の検討や変更をする場合、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたり、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたりすることが重要である。このため、就学時のみならず、就学後も引き続き保護者ときめ細かな教育相談・就学相談を行うことや、連続性のある多様な学びの場を充実させる取組の必要性、柔軟に学びの場を変更することが可能であることについて、校内で共通理解を図ることが求められる。例えば、校内委員会で活用する就学支援を円滑に行うための手引き等を市教委が作成し、各学校の管理職や就学支援担当者に対する説明や研修を行うことなどが考えられる。
- 特別な学びの場の検討を必要としている児童生徒が増加している現状から、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担軽減を行うことができるよう、今後検討を進めていく必要がある。例えば、対象児の状態や現在の学びの場に変化・変更がない場合には、学校が作成する資料を簡略化することなどが考えられる。ただし、市就学支援委員会の審議で使用する教育相談票等は、適切な学びの場について審議をするための重要な資料であることから、学校には対象児の状態に応じた適切な資料の作成・提出が求められる。[1の(1)と関連]